

・SDGsについて

今の世界は、気候変動による自然災害の増加や生態系の破壊、国境を超える感染症の脅威、格差の拡大、貧困に起因するテロの脅威、難民問題など様々な課題に直面しています。この課題一つ一つが互いにかみあい複雑化する中で、国際連合創設70周年を迎えた2015年、193の国連加盟国が全会一致で採択されたのが、「持続可能な開発目標」(SDGs)です。

国連加盟国が2016年1月から30年末の達成を目指して取り組んでいるSDGsを公明党は、「人間の安全保障」の理念を盛り込み、紛争の温床を断つことにつながるとして、この達成に向け、党内に推進委員会を設置し、国会議員とともに地方議員も積極的に政策を推進、市民、企業、政府関係者や学識者を巻き込んだ活動を推進しています。

SDGsは、3つの視点からなり、1つ目は経済成長と環境保全、2つ目は不平等の是正、3つ目は開発途上国だけではなく、すべての国に適用されること。そして世界を変革するための17の目標と169のターゲットが定められています。

九州大学の馬奈木俊介主幹教授が、ノーベル賞を受賞したアメリカの経済学者、故ケネス・アロー氏らと共に携わった「新国富報告書」が、SDGsを総合的に評価するため、注目を集めています。この中では、世界中の国・都市における主な3つの資本として、道路、建物、機械などの人工資本、教育や健康などの人的資源、および土地、漁業、気候、鉱物資源などの自然資本を「新国富」の計測対象としており、国連による全世界的な取り組みからわが国の地方自治体に至るまで、幅広い組織や分野領域での活用が今後一層期待され、国などの経済力を測る代表的指標として広く定着している「GDP」に代わる新たな経済指標として期待されています。

今まで広く定着している「GDP」とは、一定期間に取引された財やサービスの量を一定期間の利益で測る指標として大変優れています。一方SDGsは17の目標からなり各国での取り組みがどれだけ社会を持続可能にしたかを測る指標として、国連加盟国で期待されています。

例えば、大規模災害後にインフラ整備を行った場合、「GDP」には、災害による損失分は算入されず、復旧・復興のインフラ整備分のみ計算されてしまいます。「GDP」は、暮らしの安心などの度合いや健康・教育投資・自然環境など社会が蓄え、また失ってきたものの価値を測れず、社会の複雑な実態を十分に反映できないため、新たな指標として「新国富」が生まれました。

社会にストック(蓄積)され、現在と将来にわたって豊かさ(福祉)を生み出していく様々な「富」の価値について、計量経済学的手法を使い、円などの金銭単位で、見える化し、将来を見据えた行動を促すことが期待できます。

今、株式市場では、企業の環境や社会分野への取り組みを評価する「ESG投資」が注目を集め、その持続可能性を評価して年金基金などの資金も流入しています。

また、SDGs達成への取り組みを地方創生に活用する動きもあり、北海道下川町では、SDGsの理念が、町が作成した自治基本条例と合致している点があることからSDGsへのアクションが雇用創出や人口増など地域の課題解決と活性化につながるとして、政策の体系化に取り組んでいます。その他の地域でもすでに福井県や熊本県水俣市、福岡市、福岡県久山町などが活用して、各地域の自然や教育、健康などの様々な取り組みの成果とその蓄積を数値で評価し、わが町、わが地域の強みと課題を見つけるツールとしています。また、自治体の予算が限られる中で、事業の在り方を見直す検討材料にもなるといわれています。

本県では、財政が厳しい中、今現在の課題を解決しつつ、次世代に何を残していくのか、まさに問われようとしている中、明治150年の本年、新たな150年を目指して、「3つの維新」への挑戦が始動されようとしています。また国においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げ

られ、徐々に全国の自治体でもSDGsの理念を生かした取組みが進みつつある中、山口県においてもSDGsに基づいた施策の展開を推進して頂きたいと考えるが、今後どのように取組まれるのか、ご所見をお伺いします。

## ・障害者就労支援事業所における就労支援について

続きまして、障害者就労支援事業所における就労支援についてお伺いいたします。

障害者総合支援法に定められた就労支援事業の一つで、一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供することを目的とし、障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの"雇用型"の施設として、就労継続支援 A 型事業所があり、その数は全国で、平成 24 年度は 1, 527 事業所でありましたが、5 年後の平成 28 年度は 3, 596 事業所と 2.3 倍に増え、それにかかる総費用額も 2.7 倍以上増加し、920 億円以上となっています。

障がい者にとって働き場となる事業所が増えることは望ましいと思いますが、制度のすきまを突き生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例も増えはじめています。昨年は、岡山県倉敷市と高松市の同一グループが運営する計 7 つの事業所が 7 月末に廃業して、約 280 人の方が仕事を失いました。また、名古屋市や関東地方で事業所を展開しているグループも 8 月末で廃業し、約 100 人の方が仕事を失いました。両グループとも経営悪化が廃業の理由としていますが、その要因として、最初から補助金頼みで事業計画がなされ、平成 29 年 4 月、厚生労働省から出された A 型事業所における運営基準等の改正により、賃金の支払いは、原則、自立支援給付から支払うことは禁止とされ、これらの指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組むこととなったことの影響が大きかったとの指摘があります。

一方、熱心に自立支援に取り組む事業所からは、最低賃金を支払える仕事の確保、外部収入を得るため、また、高収益な仕事を得るため、事業者の営業力を強化が求められ、利用者には、その生産性の高い仕事のスキルが求められています。そのためには、人材育成に時間がかかり、収益の確保までタイムラグが発生するという、ジレンマに陥っています。

また、仕事を通じて障がい者に社会適応に向けた最適な環境を提供でき、働くマインドを高く保ち、新たな価値観を提供できる観点からソーシャルスキルトレーニングが大切であり、事業所にそのトレーニングを組み込めば、継続支援から一歩出て、移行支援に、そして一般就労に結びつけることができることもお聞きしました。

そこでお尋ねします。障がい者が自立して働ける環境を維持・継続するため、障害者就労支援事業所における就労支援について県はどのように取り組まれるのか、ご所見をお伺いします。

## ・ヘルプマークについて

続きましてヘルプマークについてお尋ねいたします。

人工関節や内部障がい、難病、妊娠初期の方など、外見では判断が難しいハンディのある人が、周囲に支援や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークをご存知ですか。

公明党が各地で普及に取り組み、全国的な広がりを見せているヘルプマークは、平成24年10月から東京都で作成・配布が始まり、昨年7月には、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく、外国人観光客にもわかりやすい案内用図記号としてJIS（日本工業規格）に追加されました。「非常口」や「温泉」マークなどと共に公的な意味合いを持つこととなったことから、導入が加速し、今では17都道府県が導入し、5県が導入を予定しています。さらに、今後、配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、ヘルプマークが今以上に活用されていくものと予想されます。

縦8.5㌢、横5.3㌢の赤い長方形に白で十字とハートがあしらわれているヘルプマークは、障害者手帳の有無にかかわらず受け取ることができ、バッグなどにつけることで周囲から配慮を受け易くなります。しかし導入した都道府県でもヘルプマークの認知度は低く、利用者からは導入を決めた自治体に「つけていても気付いてもらえなかった」との声が上がり、認知度アップのため、啓発マンガを作成し公共交通機関の利用者、特に若い方に配布をしたり、外国人観光客の多い地域では、英語版の啓発チラシやポスターにヘルプマークの趣旨を表記して配布しています。

本県では、平成27年8月に、障がいのある方へのちょっとした配慮を実践する「あいサポート運動」を創設した鳥取県と「あいサポート運動の推進に関する協定」を締結し、あいサポート運動を実践していただく方の養成や公明党山口県本部も認定団体の一員である、あいサポート企業・団体の認定など、運動を推進する中、支援が必要な障がい者の意味を持つサポートマークを全国に公募・作成し、希望される方には、無料で配布しています。しかし全国で普及が進むヘルプマークとはデザインや対象者が違うため、サポートマークをつけて東京をはじめとしたヘルプマークの導入が進む地域に行っても理解されづらく、合理的配慮を受けられない場合もあると考えられます。また、本県の方がその地域でヘルプマークをつけている方を見ても、また同様のことが言えるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。本県で推進しているサポートマークや東京が中心となって推進しているヘルプマークについて、どのように普及啓発していくのか、県のご所見をお伺いします。

## ・明治維新150年観光プロジェクトについて

続きまして、明治維新150年観光プロジェクトについてお尋ねいたします。

県では、平成26年度からスタートした大型観光キャンペーン「やまぐち幕末ISHIN祭」をはじめ多彩な観光キャンペーンにより、戦略的な情報発信と本県への効果的な誘客推進に取り組んでこられました。

私の地元・下関市においても、大きな観光の目玉である先帝祭、関門海峡花火大会、下関海響マラソン等に加え、去年は「やまぐち幕末維新デスティネーションキャンペーン」、いわゆる山口DCの開催や、下関駅を発着駅とする話題の列車「トワイライトエクスプレス瑞風」や「〇〇のはなし」の運行開始、主に中国からのクルーズ船の寄港回数大幅増加などもあって、唐戸地区を中心としてこれまで以上に賑わいをみせていた印象があります。

最近では、旅行会社が主催する団体旅行以上に個人や小グループで旅行に来られる方も多く、規模の大小に関わらず工夫次第で恩恵を受けられる旅館やホテル、飲食店、お土産屋も増えてきています。ただ、一方で「最近の観光客、特に外国人観光客は歩いていてもなかなか積極的にお金を落としてくれない」という声も聞こえてきます。

少し話が逸れますが、現在、世界的にキャッシュレス化が進んでいる中、お隣の中国では特にその傾向が顕著です。以前は中国人の”巨大な財布”と称された「銀聯（ぎんれん）カード」も今は昔、中国国内ではスマホで決済できる「支付宝（アリペイ）」や「微信支付（ウィーチャットペイ）」などの電子決済サービスが、屋台や市場といった日常生活の場で利用でき、あらゆる場面に浸透しています。そのような実態を踏まえ、今後は、例えば中国人観光客の来県による経済効果をより大きなものとしていくための取り組みも重要性を増していくものと考えます。

観光消費の拡大は地域経済の活性化に直結するものですから、本来、事業者が主体的に取り組むべきことではありますが、県が地元と連携して「国内外から本県を訪れた観光客の消費を喚起する環境づくり」を一層推進されることを期待します。

さて、「明治維新150年」にあたる本年は全国的に維新ゆかりの地に対する関心が高まり、維新胎動の地である本県にとっては、山口DCや「平成の薩長土肥連合」といったこれまでの取り組みの成果を存分に活かし、全国から誘客を図る絶好のチャンスであります。

山口県の未来を拓く3つの維新、その中でもヒト・モノの流れを拡大することにより本県を活性化する「大交流維新」の特にベースとなる「ヒトの流れ」の部分を作り出していくため、本県への誘客に確実に繋がる更なる施策を、官民一体となって積極的に実行していかなければなりません。

観光消費を地域経済の活性化を図るためにも、「おいでませ山口観光振興計画」に掲げる「平成32年度の県内観光客数3,300万人以上」という目標達成に向けて、これまで以上に多くの方々に本県のファンになっていただき、実際に訪れて頂くための取り組みが必要と考えます。

そこでお尋ねします。県では、「明治維新150年」における観光プロジェクトの展開をどのように進めていかれるのかお伺いします。

## ・交通系 I Cカードの早期整備について

続きまして、交通系 I Cカードの早期整備についてお尋ねします。

公共交通機関が発達している大都市圏に暮らすほとんどの人が交通系 I Cカードを持ち、日々の移動で使用しています。最寄りのバス停から鉄道の駅へ、そして鉄道各社を切符を購入することなく乗り継ぎ、目的地の地へ行くことが当たり前になって久しく、今では、券売機の前にいる人たちは、交通系 I Cカードを持ち合わせない地方の人、外国人を含む観光客の方々になっています。

昨年の 9 月議会におきまして、我が党の上岡議員より交通系共通 I Cカードについて、要望をさせていただいております。全国で普及の進む交通系 I Cカードは、カードを発行する各社が、平成 25 年 3 月 23 日から全国相互利用サービスを開始し、今では、10 カードと言われる S U I C A や I C O C A をはじめとする 10 種類のカードを核として、乗車カード機能及び電子マネー機能の相互利用が可能になっており、その利便性ゆえに、全国の鉄道、バス事業者の多くで利用できるような整備が進んでおります。

本県では、共通バスカードの導入はされており、私も下関でバスを利用するとき、小銭の用意が煩わしいため、バスカードを持っています。広域で利用できるメリットも大いにありますが、バスカードを利用している高齢の方からは、乗降の際、カードを機械に差し込みづらいなどの声も聞こえてきます。

一方、非接触型の交通系 I Cカードのメリットは、利用者にとっては、乗換の負担軽減、高齢者・障がい者の割引付与の簡便性、外国人を含む旅行者が、切符購入が不要になるバリアの解消、そして事業者にとっては、スムーズな乗降で定時性の確保、各種割引や電子マネー機能の搭載、切符などの発行コストや機器の保守・メンテナンスコストの削減、ビッグデータを利活用することでの的確な路線計画、人員配置が可能になります。また、外国人個人旅行者が公共交通機関を利用して移動する際に、シームレスな環境を提供できると考えます。

この夏、J R 西日本では、関西方面から立ち切れになっていた山陽本線の相生駅から和気駅の間と赤穂線の播州赤穂駅から長船駅の間が、交通系 I Cカードが利用できるようになり、平成 31 年春には、鳥取県の境線、米子駅から境港駅の間で車載型 I C改札機の導入が予定されています。

このように、各地で交通系 I Cカードへの導入が進む中、県内の J R では、西は九州方面から接続する下関駅まで、東は広島方面から南岩国駅まで利用できますが、陸の玄関口であり、鉄道交通網の要衝である新山口駅はじめ、ほとんどの駅で利用できない状況であり、2 次交通であるバス路線も同様であり、今後、県内の導入エリア拡大に向けた対応が求められます。

そこでお尋ねします。本県では、ほとんどの地域で交通系 I Cカードが利用できない現状をどのように考え、今後どのようにその普及に努められるのかお伺いいたします。

## ・タンデム自転車について

最後にタンデム自転車の公道走行についてお尋ねします。

昨年の9月議会におきまして、我が党の石丸議員よりタンデム自転車の一般公道の走行について質問をし、県警本部長より「タンデム自転車の走行に関する規定の見直しについては、今後も関係機関・団体や利用者のご要望などを見きわめながら必要性を判断してまいります。」とのご答弁がありました。

タンデム自転車は、複数のサドルとペダルを装備し、複数の人が前後に並んで乗り同時にペダルを踏みこみ駆動することができる自転車で、通常2人乗りですが、3人、4人、5人乗りのタンデム自転車もあります。また、日本では、視覚障がい者団体が一般公道での走行を強く要望活動されているため、障がい者のためと思われがちですが、以前は、タンデムスプリントとして、世界選手権でも1994年まで採用されていた種目でありましたが、競技者数が激減したため姿を消し、今では、パラサイクリングの種目として、パラリンピックやパラサイクリング世界選手権において実施されています。

現在、タンデム自転車の公道走行を認めているのは、16府県ですが、この春からは、千葉県と滋賀県で許可され18府県に広がります。兵庫県の規則改正から10年目の本年、全国で規制改正に弾みがつくことをタンデム自転車ユーザーは期待しています。視覚障がい者の方たちだけでなく、知的障がい者の家族の方からも期待する声は上がっています。

「近所への買い物など出かける時に軽度の知的障がい者ととともに一緒に出掛けたい」「街を一緒に走りたい」との声が、タンデム自転車交流協会に寄せられています。滋賀県では、自転車で琵琶湖を一周する「ピワイチ」が人気を呼んでおり、4月のタンデム自転車の公道走行解禁を受け、タンデム自転車ユーザーからも期待されています。

今、中国・四国地域では、島根県・広島県・愛媛県の松江・尾道・しまなみ海道・松山を結ぶ観光ルートが後押しして許可されていますが、山口県を含む残りの6県は、未だ許可に至らず、利用される方が、タンデム自転車の特性を十分理解され、ヘルメットをかぶり安全に乗ることであれば、何の障害もないと考えます。

そこでお尋ねします。サイクル県やまぐちのイメージの定着や障がい者が街へ出て元気に暮らすことのできる県づくりのため、タンデム自転車の公道走行解禁を求めますが、県警本部長のご所見をお伺いします。